

令和5年 第5回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和5年5月26日（金） 14時50分～16時15分
場 所	阪南市役所全員協議会室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子 委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>生涯学習部長 伊 瀬 徹 生涯学習部理事 中 野 泰 宏 副理事兼給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 教育総務課長 吉 見 勝 吾 学校教育課長 石 原 慎 中央公民館長 伊 藤 典 明 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 両 口 通 寛</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	1名

会議の要旨

(教育長)

令和5年第5回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に水島委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和5年第4回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和5年第4回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について」(生涯学習推進室)

(教育長)

協議事項第1号「阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う措置として、阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を令和5年第2回定例会に提案するため、教育委員会に協議するものである。施行期日は公布の日からとする。

改正は、以下の4点について行われた。1点目は安全計画の策定等の義務化、2点目は自動車を運行する場合の安全管理の徹底に関する規定の追加、3点目は業務継続計画の策定等の努力義務化、4点目は感染症及び食中毒の予防、蔓延防止に係る規定の明確化であり、いずれも児童の安全確保に関する規定を整備するものである。

なお、1点目の安全計画の策定等については、国の基準に合わせて令和6年3月31日までは努力義務とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

それぞれ既に対応マニュアル等はあるが、このたび明確に規定したということか。
(生涯学習推進室長)

放課後児童健全育成事業者とは、本市における留守家庭児童会の指定管理者となる。現時点では「安全計画」や「業務継続計画」は策定していないが、ご指摘のとおり、指定管理者が既に風水害時の緊急時マニュアルや緊急連絡表を定めている。

「安全計画」、「業務継続計画」ともに、それらの策定等については、「放課後児童健全育成事業を行う者」が実施主体とされているため、指定管理者制度を導入している本市においては、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が実施主体となる。「安全計画」は、来年4月から策定が義務化されるため、それまでに指定管理者が計画を策定できるように、担当課として支援することとしている。一方、「業務継続計画」については、策定に係る事務的な負担が大きいため、早期に策定できるよう指定管理者との調整に努めることとする。

(教育長)

留守家庭児童会が単独で対応するのではなく、今後は学校が定める様々な安全計画やマニュアルと連動させ、お互い高め合ってもらいたい。

(柴崎委員)

本市の留守家庭児童会において、実際に自動車を運行することはあるのか。

(生涯学習推進室長)

日常の活動では自動車を運行していないが、過去に遠足で観光バスを使用したことがあり、条例改正後に観光バスを使用することがあれば、乗車・降車の際に点呼等により児童の所在を確認する必要がある。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

3名いる委員のうち、1名が退任したのに伴い、阪南市教育委員会評価委員会条例第3条第3項の規定に基づき、新たに委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年4月1日から、前任者の残任期間である令和6年3月31日までとなる。なお、委員候補者は、これまで健康運動指導士として市民のスポーツ活動促進に寄与してこられ、就任後はその見識を活かしたご意見をいただけるもの

と考えている。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第2号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

委嘱していた委員3名が異動したのに伴い、阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年4月1日から令和5年9月17日までである。

資料に基づき、説明する。

(水島委員)

本協議会は、市外の私立小中学校などに通う子どもに係るいじめ案件についても、対応しているのか。

(学校教育課長)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会では、個別の案件というよりは、学校でどのように対応していくか、ということについて審議している。なお、市外の私立小中学校で生起したいじめの重大事態に係る案件については、学校の設置者等が対応することと法で定められている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「阪南市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第3号「阪南市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

阪南市いじめ防止対策委員は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき設置された、阪南市教育委員会の附属機関である「いじめ防止対策委員会」の委員である。委嘱していた委員1名が異動したのに伴い、阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年4月1日から令和5年10月20日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

こちらの委員会では、重大事態等が生起した場合、個別案件について審議することがある。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「令和5年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第4号「令和5年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

委員の任期満了に伴う措置として、阪南市海洋教育推進協議会設置要綱第3条に基づき、委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

学校における海洋教育を推進するのに大きな役割を果たしてきた協議会であるが、社会教育として市民全体に浸透させようとしている今、現行の体制で対応できるのか、協議会の下部組織である企画運営部会をどう活用していくのか、別に組織を立ち上げるべきかなど、今後の協議会のあり方を検討すべき段階に来ているのではないか。

(学校教育課長)

本協議会は、学校教育だけではなく、社会教育についても審議する場である。ただ、その先、本市の産業や観光との連携となると、もっと大きな場での議論が必要となるため、その点も含めて本協議会でご意見をいただきたいと考える。

(教育長)

市民やPTA、NPOの代表の方などにご参加いただいたら、これまでとは違っ

た視点で展開していくことができるだろう。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第5号「令和5年度阪南市教育支援委員会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第5号「令和5年度阪南市教育支援委員会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

令和6年度の就学に向け、阪南市教育支援委員会条例第3条に基づき、6名の阪南市教育支援委員会指導委員と21名の同診断委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

指導委員と診断委員の役割の違いは何か。

(学校教育課長)

教育支援委員会委員は、複数で校園所等を訪問して子どもの様子を見て、その子どもにとって最適な就学先を検討するが、必ず1名以上含むこととしている指導委員が、診断委員の意見やその場での協議内容について集約する役割を担っている。一方、診断委員は、専門家や教員で構成され、対象の子どもの学びの場などについて経験等に基づき意見を述べることとしている。

(柴崎委員)

支援を必要とする子どもの数が増加するのに比例して、教育支援委員会委員の負担も大きくなってきているのではないか。

(学校教育課長)

ご指摘どおり、各校園所で検討すべき子どもの数は増えつつあるが、これまで以上に訪問日を増やし、それぞれ時間をかけながら丁寧に様子を見ているところである。

(水島委員)

添付の資料では、診断委員の候補者に私立の認定こども園等に所属する方はいないが、公立の幼稚園や保育所が減りつつあり、私立園にも対象となる子どもは増えてきているのだから、私立園所属の方にも診断委員を委嘱してはどうか。

(学校教育課長)

私立園においても、小学校の教員である診断委員が訪問し、その子どもが就学した際にどのような支援が必要かということについて、現場の職員の意見を聴いている。ただ、現行の阪南市教育支援委員会条例では、委員は、医師、教育機関の職員、又は市の職員と規定されているため、私立園の職員に委嘱することについては、条例改正を含め今後の検討課題とする。

(教育長)

私立園から公立小学校へ進学した子どもについての情報が不十分で、現場が対応に苦慮しているというケースはよく聞くので、水島委員のご指摘どおり、私立園出身の子どもの就学指導のあり方を再考する必要がある。

教育支援委員の選考は、他の自治体も同様か。

(学校教育課長)

全ての自治体の状況を把握しているわけではないが、本市と同様、公立校園所や市の職員で構成されているところが多いと思う。

(教育長)

教育支援委員は、委員会に出席して他の委員の意見や支援学校の教員の話を聴くことで、研鑽を積むことにもなる。就学指導もさることながら、支援を必要とする子どもへの理解が深まるというメリットもあるため、私立園と連携する組織の立ちあげを検討する必要がある。

(学校教育課長)

支援を必要とする子どもの増加に比例して、私立園からの相談も増えつつあるので、連携して検討する場を設けることについて検討したい。

(教育長職務代理者)

教育支援委員会の業務量が増えてきているとのことだが、委員の定数はあるのか。

(学校教育課長)

阪南市教育支援委員会条例第3条において、「34人以内」と規定されているが、公立園所の統合があったため、各園所1名ずつ委嘱すると資料のとおり27名となる。

(教育長職務代理者)

教職員の働き方改革は、常に念頭に置く必要があると考える。業務量が増加傾向にあるのなら、教職員の負担を減らすためにも、そして、子どもたちに対してきめ細やかな対応をするためにも、委員の数を増やすべきではないか。

(教育長)

ただいまご指摘いただいたことはもっともであるが、一方で、校園所に残る教職員のことも考えなければならない。委員となった教職員は何度も出張するが、一つの校園所から複数名を出すとすると、校園所の運営に支障をきたすおそれも出てくる。そのため、委員の数を増やすことについては慎重に判断する必要がある。

(柴崎委員)

従来は、各校園所を代表して教育支援委員となった1人が、学んだことを持ち帰

り、中心となって考えていけばよかった。だが、支援を必要とする子どもが増えて複数の支援学級ができ、若い教職員の割合が増えている今、複数人で情報を共有し、教職員によって支援教育の力にギャップが生じないようにしなければならないと考える。

(学校教育課長)

教育支援委員会委員となるのは、各校園所で支援教育の中心となっている方々だが、ご指摘のとおり支援学級数が増えれば支援学級の担任も増加するため、支援学校等とも連携しながら、支援教育についての様々な研修の場を設けて教職員の知識・技能のスキルアップを図っているところである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第6号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の依嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第6号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の依嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

人事異動、当番校の変更及び指定管理者制度の導入に伴う措置として、阪南市子ども読書活動推進会議委員を新たに3名依嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

泉鳥取高等学校を代表する委員が欠員となっているのはなぜか。

(生涯学習推進室長)

人事異動により泉鳥取高等学校の学校図書館専任司書が不在となっているためである。

(教育長)

前回の本会議でも言ったが、中高生になると読書量が著しく減るので、その対策について重点的に協議してほしい。そのための工夫をされたい。

(生涯学習推進室長)

子ども読書活動推進会議では欠員となっているが、図書館協議会では泉鳥取高等学校の教員に委員を委嘱しており、前回の協議会においても、高校生の読書離れ対策について各委員が熱心に意見交換したところである。

(柴崎委員)

泉鳥取高等学校は令和6年度末をもって閉校することが決定している。阪南市に所在する高等学校の代表でなければならないという規定がないのであれば、機能統合する泉南市の高等学校にも阪南市の子どもが多く通っているので、そちらの代表に委員になっていただいても良いのではないかと。

(生涯学習推進室長)

高等学校代表の委員の補充については、事務局から当会議に検討課題として提案する。また、泉鳥取高等学校は閉校するが、今年4月に旧下荘小学校跡に開校した通信制高等学校に当会議の活動内容を情報提供し、参加を呼び掛けることも併せて検討する。

(教育長)

よろしく願います。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第6号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第7号「阪南市社会教育委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第7号「阪南市社会教育委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市校長会推薦委員の交代に伴う措置として、新たに委員1名を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年4月1日から令和5年6月30日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第7号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第8号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」(中央公民館)

(教育長)

議決事項第8号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」中央公民館の

説明を求める。

(中央公民館長)

推薦団体選出者の交代に伴う措置として、新たに委員1名を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和5年4月1日から令和6年6月30日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第8号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和5年4月1日から4月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、阪南市九条の会主催「結成15周年記念のつどい」である。令和5年6月4日、阪南市立文化センターにおいて、一般の方を対象とした記念講演会と演奏会が催される。

2件目は、NPO法人子どもNPOはらっぱ主催「子どもの声を聴く『チャイルドラインはらっぱ』受け手ボランティア養成講座(子どもの声を聴くおとな養成講座2023)」である。令和5年9月から12月にかけて、阪南市立文化センター等において、子どもに関心のある大人を対象とした講座が開催される。

3件目は、こども防災協会主催「こども防災&国際交流キャンプ」である。令和5年5月から令和6年3月にかけて、一般の方を対象に、神戸市立自然の家ほか5か所の施設で、自然や防災にかかる体験やレッスンを含めたキャンプが開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市就学援助費支給要綱の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市就学援助費支給要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

申請者にとってわかりやすい様式とするため、令和5年4月13日付けで阪南市就学援助費支給要綱の一部を改正したので報告する。

資料に基づき、報告する。

(教育長)

今回の改正は、申請者からわかりにくいという指摘を受けてのものか。

(教育総務課長)

特に指摘はないが、保護者が申請書を記入する際の認識のずれをなくすため、当該の判断により整えたもので、次に説明する報告事項第3号も同様である。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」

(教育総務課)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

申請者にとってわかりやすい様式とするため、令和5年4月14日付けで阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正したので報告する。

資料に基づき、報告する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「令和4年度第3回いじめ問題対策連絡協議会の会議録について」

(学校教育課)

(教育長)

報告事項第4号「令和4年度第3回いじめ問題対策連絡協議会の会議録について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長代理)

令和5年3月28日に開催した、令和4年度第3回いじめ問題対策連絡協議会について報告する。案件は、(1) 重大事態の対応について、(2) 警察との連携について、(3) 関係諸機関での虐待以外の相談について、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

小学校の養護教諭の方々が、「生命の安全教育施行に向けて」と題し、性に関する指導を通年計画で進めようとしている。性被害、虐待、SNS・薬物の被害、いじめから子どもを守り、加害者にも被害者にもさせないことが目的である。

その相談を受ける中で、学校外でいじめやトラブルが起こった時、子ども本人や保護者にとっては相談できる場所が学校しかなく、受け止める教職員が疲弊しているのも、他の相談機関を明記できないか、という切実な訴えがあった。大阪府の「いのちの電話」などは、自死を思いとどまらせる役割は果たしていると思うが、それが市にフィードバックされることはなく、根本的な解決にはならない。そのため、地域で声を拾って、行政やサービスという具体的な支援につなげていく受け皿が必要だと考える。

(教育長)

いじめ問題対策に関連して、相談窓口が学校しかないことが課題であるというご指摘をいただいたが、どうか。

(柴崎委員)

学校でいじめが生起したら、相談窓口となる教員が男女それぞれいるということは、学校だよりなどにも記載されている。だが、実際に学校がいじめを知って警察と連携することは、会議録にもあるように、犯罪行為である、加害者である、と位置付けることになるのでためらってしまう。一方で、健診の際など子どもの体にいじめや虐待の痕跡があれば警察に通報する義務もあり、いじめ問題における養護教諭の存在は重要だ。そして、学校はいじめ案件について保護者に知らせなければならないが、きちんと説明できるかどうかは、両者の信頼関係によるため、学校がいじめ問題を受け止める相談窓口としての役割はなくなる。

(教育長職務代理人)

それに加えて、行政ではなく、市民の中に受け皿となる人がいれば良いのではないか。例えば子ども食堂などで、食事を提供するだけでなく、子どもの様子を常に気にかけてくれる人がいてほしい。

今は子どもも保護者も、家庭内で起こった問題を相談する場所が学校しかないと考えているせいで、外に出てこない問題がたくさんあるのでは、という視点が現場から出てきたのが大きい。

(柴崎委員)

確かに、学校の相談窓口や電話によるホットラインは、小学校高学年以上なら自分で動くことができても、低学年にはハードルが高いし、親子の関係によっては第

三者に話すことが難しい。常に子どもを見守る大人がいて、その子もそのことを感じているし、保護者に話すこともできる、という関係があるのが理想だ。

(教育長職務代理者)

性被害や虐待というものを子どもには教えないといけませんが、教わったことで自分がその被害者であることに気付く子どもは必ずいる。養護教諭の先生方は、そのことを受け止めるところがあるかということも危惧している。

(教育長)

大事なことをご指摘いただいた。

今回は、こういった声が学校現場から出ているということがわかったし、子どもにとって、学校とは離れた第三者としての立場で接してくれる大人がいること、居場所があることが大切だということを実感した。今後議論を深めていかなければならない課題である。

(辻委員)

そうすると、阪南市だけではなく、近隣市町も含めて広域で考えていかなければならない問題となるので、阪南市がその必要性を発信して推進していったらどうか。

(学校教育課長)

相談窓口ということでは、市の家庭児童相談室や、岸和田子ども家庭センターがあり、そちらへ入った情報は教育委員会事務局でも共有して対応に当たっている。また、先ほど報告事項第1号で後援名義を使用許可したNPO主催の事業もある。当面は、引き続きそれらの周知に努めたい。

(教育長)

このたびの養護教諭の意見は、既にあるチャンネルが一般に知られていないせいもあると思うので、それらを周知しながら、この件についての議論を深めていきたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「第2回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会の会議録について」（学校教育課）

(教育長)

報告事項第5号「第2回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会の会議録について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長代理)

令和5年3月24日開催した、第2回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会について報告する。議題は、(1) 委員長講話、副委員長講話、(2) 意見交流、(3) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

委員長と副委員長の講話の内容がわかる資料の添付がないのは、著作権によるものか。要約だけでも知りたいのだが。

(学校教育課長代理)

現在、委員長と副委員長に、講話の内容の示し方や資料の提供方法について相談しているところである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「令和4年度第2回阪南市スポーツ推進審議会会議録について」 (生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第6号「令和4年度第2回阪南市スポーツ推進審議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和5年3月23日に開催した、令和4年度第2回阪南市スポーツ推進審議会について報告する。案件は、(1)指定管理者(ミズノグループ)の報告について、(2)生涯スポーツ関連事業について、(3)社会教育関係団体の補助金について、(4)阪南市青少年スポーツ奨励金交付状況について、(5)次期社会体育施設指定管理者の選定について、(6)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第7号「令和4年度第2回阪南市立文化センター協議会の会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第7号「令和4年度第2回阪南市立文化センター協議会の会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和5年3月27日に開催した、令和4年度第2回阪南市立文化センター協議会

について報告する。案件は、(1) 令和4年度文化センター事業について、(2) 令和5年度の施設運営について、(3) 阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアルの策定について、(4) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

先ほどの報告事項第6号の社会体育施設についても言えることだが、今般のエネルギー価格高騰により光熱水費がかさみ、指定管理者は財政的に苦しい状況にあると察するが、何か対策はしているのか。

(生涯学習推進室長)

電気料金等の値上げに対応する指定管理者の支援方策の財源を探していたところ、令和5年度の国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象事業となることが判明したため活用することとし、文化センター・図書館、社会体育施設、各公民館の指定管理者を支援する事業費を盛り込んだ補正予算を6月議会に提案することとしている。

(辻委員)

直営の施設も大変な状況だと思うが、各制度を活用して対応されたい。

(教育長)

令和5年度に文化センターと図書館が一体的に指定管理者による運営となった後も、文化センター協議会と図書館協議会は別々に開催するとのことだが、文化センター協議会で議論された内容は、図書館の指定管理者はどうやって知るのか。

(生涯学習推進室長)

担当課として、文化センター協議会と図書館協議会合同での会議を年1回開催できればと考えているが、現時点では具体的な方針は定まっていない。両協議会の運営には指定管理者の協力が必要不可欠であることから、それぞれの指定管理者との毎月の打合せにおいて手法を検討する。

(教育長)

それぞれの協議会にお互いが出席する、協議会とは別の機会を設けるなど、一体的な指定管理者制度の中での協議会のあり方について、議論を深めてほしい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第8号「阪南市社会教育委員の公募について」(生涯学習推進室)

◆報告事項第9号「阪南市立文化センター協議会委員の公募について」(生涯学習推進室)

◆報告事項第10号「阪南市立図書館協議会委員の公募について」(生涯学習推進室)

(教育長)

事由を同じくする案件であるため、報告事項第8号「阪南市社会教育委員の公募について」、第9号「阪南市立文化センター協議会委員の公募について」、第10号「阪南市立図書館協議会委員の公募について」の3件を併せて、生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市社会教育委員は現在、8名の委員で構成され、そのうち1名が公募による市民委員である。現在の委員の任期が今年6月末に満了となるため、このたび市民委員を公平かつ適正に選考するために、当該募集要項を定めるとともに、資料のとおり「阪南市社会教育委員市民委員選考委員会設置要領」を制定した。委員の任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間である。募集の受付は今年22日で終了したが、1名の方から応募があった。

なお、報告事項第9号、報告事項第10号についても、市民委員の公募について報告するもので、募集人員や任期、受付期間等は第8号と同様であり、それぞれ、1名の方から応募があった。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第11号「尾崎公民館クラブ会補助金交付要綱の一部改正について」(中央公民館)

(教育長)

報告事項第11号「尾崎公民館クラブ会補助金交付要綱の一部改正について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

対象団体である「尾崎公民館クラブ会」が、公民館クラブが集まって協議していくことを再認識するため、名称を「尾崎公民館クラブ協議会」に改めたのに伴い、令和5年5月1日付けで尾崎公民館クラブ会補助金交付要綱の一部を改正したことを報告する。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

尾崎公民館クラブの方たちが、自主的に名称を変えられたのか。

(中央公民館長)

ご指摘のとおりである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆**その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)**

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

5月11日 第5回阪南市立学校のあり方検討委員会

<生涯学習推進室>

4月22日 阪南市スポーツ少年団総会
5月7日 阪南市スポーツ推進委員協議会総会
5月18日 阪南市文化協会総会
5月20日 阪南市スポーツ少年団結団式
5月28日 阪南市体育協会総会

<公民館>

6月3日 [尾崎公民館] 子ども将棋広場
陶芸講座(全3回)
6月4日 [西鳥取公民館] ロビーで和文化を楽しむーカジュアルな茶道ー
6月7日 [尾崎公民館] おいしいパンづくり講座
6月13日・24日 [尾崎公民館] パソコンの困りごとを解決「パソコンサポート」
6月15日 [西鳥取公民館] まほうのおばさんのおはなしかご
6月18日 [東鳥取公民館] 公民館研修会「公民館はおもしろい」
～社会教育・生涯学習を踏まえて～
6月20日 [尾崎公民館] ニュースポーツを楽しもう!
(卓球バレー、ボッチャ)(全4回)
6月22日 [尾崎公民館] パソコン講座「初めてのExcel」
心と体の元気UP講座
「笑って心と体をリフレッシュしよう!!」
(全5回)
6月24日 [西鳥取公民館] エンゼルファミリー
(障がいのある子どもの音楽療法)
ロビーコンサート(フォークソング)
6月27日 [東鳥取公民館] 人生100年時代!
未来のための健康プロジェクト講座

6月28日 [東鳥取公民館] 講堂でグランドピアノを弾いてみませんか

※いずれも5月26日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

公民館の講座の企画・立案は誰が行っているのか。

(中央公民館長)

原則、各地区公民館の職員が行っている。

(教育長)

6月18日の東鳥取公民館の講座は興味深いが、単発のものか。

(中央公民館長)

シリーズ化して何度か開催すると聞いている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)

その他、何かないか。

(全員)

なし。

(教育長)

次回の令和5年第6回定例教育委員会は、令和5年6月23日金曜日、阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和5年第5回定例教育委員会を閉会する。

以上

この会議録は、書記、中山直子が作成したものであるが、事実と相違がないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

委 員